

別紙 1 の 1

1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
知事管理区分は、愛媛県まいわし漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地（以下「住所等」という。）がある者がまいわしを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
いわし、あじ、さばまき網漁業等	8 , 5 5 1

5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙 1 の 2

1 特定水産資源

まあじ

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県まあじ漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がまあじを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
いわし、あじ、さばまき網漁業等	8 , 5 5 1

5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙 1 の 3

1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（4月から6月まで）、愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（7月から9月まで）、愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（10月から12月まで）、愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（1月から3月まで）とする。

(1) 愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（4月から6月まで）

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）

(イ) 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業（以下「くろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業」という。）

(ウ) 漁獲可能期間

4月1日から同年6月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

(ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあっては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

(イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあっては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）。

(2) 愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（7月から9月まで）

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

中西部太平洋条約海域

(イ) 対象とする漁業

くろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業

(ウ) 漁獲可能期間

7月1日から同年9月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

(ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあっては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

(イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあっては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）。

(3) 愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（10月から12月まで）

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

中西部太平洋条約海域

(イ) 対象とする漁業

くろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業

(ウ) 漁獲可能期間

10月1日から同年12月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

(ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあっては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

(イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあっては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）。

(4) 愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（1月から3月まで）

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

中 西 部 太 平 洋 条 約 海 域

(イ) 対象とする漁業

くろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業

(ウ) 漁獲可能期間

1 月 1 日 から 同 年 3 月 末 日 ま で

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

(ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあっては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

(イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあっては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

(1) 当初配分

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、原則として本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を直近3年間の漁獲実績に依じてそれぞれの知事管理区分に配分し、おおむね1割を本県の留保枠とする。ただし、それぞれの知事管理区分への最低配分量は1トンとするとともに、国の留保からの配分、繰越分の追加配分及び年によって異なる漁場形成の変動等を十分に勘案して配分するものとする。

(2) 漁獲可能量の変更

農林水産大臣が本県の漁獲可能量を追加した場合において、融通により本県の漁獲可能量が増加した場合は、当該追加を行う時点が属する知事管理区分に当該追加分数量を配分することとし、融通以外により本県の漁獲可能量が増加した場合は、当該追加分数量を本県の留保枠とする。また、農林水産大臣が本県の漁獲可能量を削減した場合は、本県の留保枠から減じることとする。ただし、都道府県別漁獲可能量の削減量が本県の留保枠より多い場合は、その差分を当該削減を行う時点が属する知事管理区分から最低配分量の1トンを残して減じることとする。

る。それでもなお本県留保枠及び知事管理漁獲可能量の削減量の合計が都道府県別漁獲可能量の削減量に満たない場合には、当該知事管理区分以降の知事管理区分について、漁獲可能期間の近い管理区分から順に同様の方法で漁獲可能量を削減することとする。

(3) 留保枠からの配分

本県の留保枠については、愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（10月から12月まで）の漁獲実績が確定した後、原則として本県の当初配分のおおむね1割を残して愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（翌年1月から3月まで）に配分することとする。

ただし、知事管理区分における漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超過しており又は超えるおそれがあると知事が認めた場合は、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、本県の当初配分のおおむね1割を残し、必要とする漁獲可能量を当該知事管理区分に配分するものとする。

(4) 漁獲可能量の繰越

知事管理区分における漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超過なかった場合は、その差分を翌知事管理区分の漁獲可能量に加え、超えた場合は、その差分を翌知事管理区分の漁獲可能量から減じることとする。それでもなお当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の削減量が前管理区分の超過分に満たない場合には、当該知事管理区分以降の知事管理区分について、漁獲可能期間の近い管理区分から順に同様の方法で漁獲可能量を減じることとする。ただし、前管理区分の超過分を減じた結果、当該知事管理漁獲可能量が1トンを下回る場合は、不足する量を留保枠から配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
該当なし。

5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表に関し、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量がその知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙 1 の 4

1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県くろまぐろ（大型魚）漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

ア 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあっては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

イ 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあっては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

(1) 当初配分

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のおおむね9割とし、おおむね1割を留保枠とする。なお、留保枠が1トン未満であるときは1トンとし、知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量から1トンを差し引いた数量とする。

(2) 漁獲可能量の変更

農林水産大臣が本県の都道府県別漁獲可能量を変更した場合には、当該変更数量の全量を本県の知事管理漁獲可能量から加減することとする。ただし、都道府県別漁獲可能量の削減量が

本県の知事管理漁獲可能量より多い場合は、その差分を留保枠から減じることとする。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
該当なし。

5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表に関し、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量はその知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙 1 の 5

1 特定水産資源

するめいか

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
知事管理区分は、愛媛県するめいか漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がするめいかを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
小型機船底びき網漁業等	8 , 5 5 1

5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙 1 の 6

1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県まさば及びごまさば漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まさば及びごまさば太平洋系群の採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がまさば及びごまさば太平洋系群を採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
いわし、あじ、さばまき網漁業等	8 , 5 5 1

5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙 1 の 7

1 特定水産資源

かたくちいわし太平洋系群（体色が銀色のものをいう。）（ステップアップ管理対象資源）

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県かたくちいわし（太平洋系群）漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、かたくちいわし太平洋系群の採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がかたくちいわし太平洋系群を採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
いわし・あじ・さばまき網漁業等	8, 551

5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

別紙 1 の 8

1 特定水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のものをいう。）（ステップアップ管理対象資源）

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県かたくちいわし（瀬戸内海系群）漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、かたくちいわし瀬戸内海系群の採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がかたくちいわし瀬戸内海系群を採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
瀬戸内海機船船びき網漁業等	8 , 5 5 1

5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

別紙 1 の 9

1 特定水産資源

ぶり（ステップアップ管理対象資源）

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
知事管理区分は、愛媛県ぶり漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がぶりを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
ぶりを採捕する漁業等	8 , 5 5 1

5 その他資源管理に関する重要事項

(1) 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(2) 養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。